平成29年度第4回鳴門市水道事業審議会 会議概要

開催日時:平成30年3月16日(金)午前10時から午前12時まで

開催場所:鳴門市水道会館3階第1会議室

出席者:審議会委員12名

【玉有会長、金副会長、犬伏委員、岩本委員、開発委員、芝野委員、 中岸委員、出口委員、原委員、矢野委員、山根委員、利穂委員】 鳴門市4名

【鈴江水道企画課長、事務局3名】

傍聴者1名

開催次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 前回までの審議内容について
 - (2) 水道料金の試算結果の考え方について(案)
 - (3) その他
 - (4) 次回開催について
- 3 閉会

会議資料

開催次第

平成29年度第3回鳴門市水道事業審議会会議概要

【資料1】前回までの審議内容について

【資料2】水道料金の試算結果の考え方について(案)

【資料2-1】総括原価方式による水道料金試算結果

【資料3】4市3町の水道料金比較

会議概要

- 1 議事(1)について、資料1を用いて、前回までの審議会で審議した内容について事 務局より説明を行った。
- 2 議事(2)について、資料 2、資料 2-1、資料 3 を用いて、水道料金の試算結果の考え方について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 3 議事(3)について、水道料金の改定内容について委員に意見を求め、事務局より検 討案の説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 4 議事(4)について、次回開催を4月もしくは5月に予定しており、後日に改めて 日程調整を行うと事務局より説明を行った。

【別紙:質疑概要】

・議事(2)水道料金の試算結果の考え方について

(会長)

管路の耐震化は水道事業ビジョンの収支見通しで見込んでいるが、具体的にどのような 内容か。

(事務局)

収支見通しを作成するにあたり、平成27年度以降の40年間で水道施設の更新費用を 試算したアセットマネジメントを実施した。法定耐用年数40年で約650億円、実使用 年数60年で約500億円という結果が出た。浄水場や配水池なども含まれるが多くは管 路である。管路だけで約325億円、年平均で8.1億円のペースで実施していく必要が ある。これまでの管路更新率は年1.2%、これは80年で更新するペースであり、実使 用年数60年で更新するためには管路更新率1.5%、約8億円が必要となる。

(委員)

資料 2-1 では改定時期が 1 年遅れたり、算定期間を長くすると改定率が上がっているがその要因はなにか。

(事務局)

主な要因は、建設改良費の増加から資産が増加傾向であることに伴う減価償却費の増加である。また、建設改良費の財源となる企業債も増加しており、それに伴う支払利息も増加していることによる。

(委員)

資料3について、他市との比較するうえで各事業体がいつ改定したかがポイントになる と思う。いつ改定したかで料金比較の評価が変わってくるのではないか。

(事務局)

消費税関連の改定を除き、徳島市は平成22年度、小松島市と阿南市は平成29年度、 松茂町は平成26年度、北島町は昭和63年度、藍住町が昭和60年度に改定している。 鳴門市は昭和59年度から改定していない。

(委員)

これまで水道管の更新費用はどのくらいのペースで行ってきたのか。また、財源となる 企業債の償還期間と水道管の法定耐用年数は何年か。

(事務局)

過去5年間で平均して毎年約5億円から6億円の更新事業を行っている。平成30年度の当初予算では前年度より増額し約8億円の事業費を計上している。企業債の償還期間は40年で、うち5年間が元金の据置期間である。水道管の法定耐用年数は40年である。

(委員)

平成30年度以降は水道事業ビジョンの計画どおり進めていくために、これまでよりも増額して8億円計上しているということか。また、企業債の利息や減価償却費は40年で計算されるために、算定期間が3年又は5年で見るとそれほど多くないということか。

(事務局)

そのとおりである。なお、鳴門市では10期にわたり水道管拡張事業を行ってきたことから、法定耐用年数40年を超えた水道管の布設時期にばらつきはあるが、実耐用年数60年間ですべての管路を更新できる計画としている。

(委員)

資料3は水量が多い利用者になればなるほど鳴門市の水道料金が他市と比べて高くなるという解釈でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

改定率は一律に乗じるのか。新料金表を作成する際には内訳の変更もあるのか。

(事務局)

資料3では他市町と比較するために一律に算出しているが、審議の中で内訳の是正が必要と判断されれば、必要に応じて対応する。少なくとも平均改定率を審議会として示していただき、それ以外の細かい変更については附帯意見としてまとめていただきたい。

(委員)

水道料金を上げすぎることで水道の利用を控えるような心理が利用者に働けば、給水収益は減少してしまい意味がない。むしろ利用を促進する方策が必要ではないか。例えば、利用量が少ない利用者には水道料金を下げる一方で、水道を利用することで利益を得ているような業種の利用者には相応の料金負担をしていただくのはどうか。

(会長)

増額改定が水道の利用量や企業の進出などに影響が出ないように留意したい。

(委員)

今後の審議会のスケジュールと今回の審議会で決定すべき事項を確認したい。また、20%前後の資料になっているが、資料3は審議会だけの説明資料なのか、それとも今後利用者にも説明するための資料なのか。

(事務局)

これまでの資料の中で記載している 20%というのは水道事業ビジョンの平成37年度までの収支見通しで示している通り、累積赤字を発生させないための改定率なので必ずしも20%でなければならないわけではない。またスケジュールについては、これまでの審議会で改定時期を遅くするべきではないという意見を考慮すれば早くとも平成31年度になり、条例改正等に間に合わせるためには審議会の答申を平成30年5月か6月ごろまでに出していただきたい。これはあくまで平成31年度に改定する場合であり、平成32年度に改定であれば1年間ずれることになる。今回もしくは次回までに改定時期、算定期間、改定率を決めていただきたい。

資料3については、答申により改定内容の方向性が決まればそれに応じた資料で市民に 説明するため、この資料をそのまま使用することはない。

(委員)

個人的な見解では、水道料金の改定率よりも水道というインフラの役割をしっかり果たすことのほうが重要であると考えている。一般家庭では水道を飲み水としてではなくむしろ生活用水として利用することが多いと思われるし、事業者としても人口や企業進出などへ影響があることから今後とも適切な水道施設の維持をお願いしたい。

(委員)

少しでも安く水道を利用したい気持ちから20%が妥当ではないかと思う。期間的負担 の公平性もわかるが、短期間でも鳴門市に住む以上は市民として役割を果たしてほしい。

(委員)

料金改定に際しては、不安を煽る必要はないが、長らく改定してこなかったことを利用者に説明したうえで理解を求めていくことが望ましいのではないか。

(会長)

それぞれの意見も出たので、これまでの審議内容も踏まえて審議会の方向性を決定した

い。改定時期については、大幅な値上げを抑制するため、早期に料金改定を行うことが望ましいことから、周知期間等も考慮し平成31年度とする。算定期間については、3年又は5年で検討したが、料金の安定性などの観点から5年とする。改定率については、管路等の更新を行っていくうえで累積赤字を発生させないためには少なくとも20%程度の増額改定が必要であることや、近隣事業体の料金状況などを勘案し、必要十分な20%程度とすることでよいか。

(委員)

賛成。

・議事(3)その他

(会長)

これまでの審議会では基本料金と従量料金の割合や利用者の負担軽減などについて議論したが、これについて委員から意見はないか。特になければ、事務局から何か案はあるか。

(事務局)

現在の基本料金では口径別に料金を設定しており、口径が13ミリ、20ミリ、25ミリがすべて税抜きで250円と同額である。しかし、メーター取替にかかる費用は口径が大きいほど高い状況である。他市においても基本料金で差をつけている事業体があり、わずかではあるが、基本料金と従量料金の割合を改善することに繋がると考えている。

(会長)

水道の料金改定と下水道利用料との関連性はあるのか。

(事務局)

下水道利用料の算定には水道料金と同じ使用水量ごとに5段階で金額を設定していることから、これを変えるとなると下水道料金にも影響するため慎重な検討が必要である。

(会長)

水道料金だけで完結する話ではないため、今後の課題として留意したい。 最終的な答申に向けて、これまでの議論を踏まえて答申に盛り込むべき事項を事務局と整理しながら次回の審議会で答申案を示すこととしてよいか。

(委員)

賛成。